

奈良市スクールソーシャルワーカー（SSW）の  
ガイドライン（配置型）

奈良市教育委員会事務局

いじめ防止生徒指導課

令和5年3月

## 1 はじめに

子どもたちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、学校教育には、児童生徒の発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められています。こうした中で、学校における生徒指導は、一人一人が抱える個別の困難や課題に向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有しています。

また、いじめや暴力行為等児童生徒の問題行動、不登校、児童虐待など生徒指導上の課題が深刻になる中、全ての児童生徒に対して、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう学校関係者が一丸となって取り組まなければなりません。その際、事案に応じて、学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、児童生徒の成長・発達に向け包括的に支援していくことが必要です。

そこで、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー<sup>i</sup>（以下SSW）の役割に大きな期待が寄せられています。SSWは、福祉の専門性を有する者として、学校においてソーシャルワークを行う専門家です。また、スクールソーシャルワークとは、児童生徒の最善の利益を考慮しながら児童生徒のニーズを把握し、児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒及び保護者への支援、学校組織等への支援を行うことをいいます。

奈良市では、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、学校にSSWを配置し、教職員と協働することで、児童生徒が抱える根本的な問題を見立て、児童生徒がよりよい生活を送ることができるよう、全ての児童生徒並びに学校を支援するとともに、学校における教育相談体制の整備、充実を図っていきたいと考えています。

## 2 SSWの主な業務について

SSWは、児童生徒が抱えるさまざまな課題の背景を探り、福祉の視点から見立て、学校の教職員に助言を行う専門職です。問題の要因を表面的に判断するのではなく、「子どもがなぜそのような行動をとるのか」「子どもは何に困っているのか」等、児童生徒が抱える本質的な課題を学校の教職員と一緒に見立てていきます。

奈良市では対象の児童生徒や保護者に対して直接支援<sup>ii</sup>を行うのではなく原則間接支援<sup>iii</sup>を行います。主な業務は以下の通りです。

### (1) アセスメント（情報収集と見立て）

- S S Wの活動の特徴の一つは、情報を重視することである。以下の方法で、問題を抱える児童生徒の学校生活、家庭環境、発達・心理・疾病状況など生活全般に関わる様々な情報を教職員と共に収集し、問題の背景や原因を見立てる。

#### 情報収集の方法

- ・ アセスメントシート<sup>iv</sup>の活用
  - ※アセスメントシートは、別紙1参照
- ・ 指導要録等校内文書の資料の閲覧
- ・ 教職員からの聞き取り
- ・ 児童生徒の観察 など

### (2) 校内ケース会議<sup>v</sup>への出席とプランニング<sup>vi</sup>

- 校内ケース会議に出席し、学級担任や養護教諭及びS C等の関係者から提供される情報を基に、児童生徒の抱える問題の背景へのアプローチや関係機関との連携等の支援策について福祉的な視点から立案し、助言を行う。とりわけS S Wは学校としてできる当該児童生徒に対する支援策について助言を行う。

※会議の進行や記録などの役割は、教職員が担ってください。

- 学校長の要請に応じ可能な範囲で、いじめ防止対策推進法第22条で規定されている「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（＝いじめに特化した校内委員会）に参画し、いじめ事案への対応や関係する児童生徒の課題について見立てるとともに、状況に応じて福祉的な視点から支援策等について提案する。

### (3) 研修

- 「児童虐待」「発達障害」「ケース会議の進め方」「アセスメントの方法」「児童福祉の制度」などのテーマで研修を行い、教職員等の知識やスキルの向上を図る。
- 上記のほか、S S Wは必要に応じ自らの役割や業務について理解を得るための研修を行う。

### (4) 活動記録

- 自らの活動やケースの進捗状況等に関する記録を行うとともに、S S W担当コーディネーターに情報を共有する。
- 活動実績報告一覧等を記入し、管理職やS S W担当コーディネーターに報告するとともに、年度末には継続的な支援が必要な児童生徒について

も引継ぎを行う。

○活動実績報告一覧表については、学期ごとに市教育委員会に提出する。

※1学期7月末日、2学期12月末日、3学期3月末日

#### (5)他機関との連携

○他機関に関する情報提供

- ・他機関における支援の流れや手続き、児童生徒への支援に関する法律や制度についての情報等を教職員に提供する。

○他機関との連絡調整

- ・他機関との連絡調整は、原則当該校の教職員が行うが、SSWが他機関と連携を図る場合には、必ず学校長の了承を得る。

#### (6)スーパービジョン(以下SVとする)について

○SSWは、自らの活動の質を高めるため、市教育委員会が依頼したスーパーバイザーからSVを受ける。また、緊急のケース対応等に際しては、臨時にSVを受ける場合もある。

○配置校においてSVを受ける場合と、市教育委員会など場所を変えてSVを受ける場合がある。

#### 【対象となる児童生徒の状況例】

- ・いじめ、非行、暴力行為など加害行為が目立つ
- ・学校生活の様子が気になる(落ち着かない、授業に参加できない、集団で行動できない、保健室に行きたがる、忘れ物が多い等)
- ・不登校、登校を渋る
- ・子どもの養育状況(虐待の疑いも含む)や家庭環境(地域的孤立・経済状況等)が気になる

### 3 SSWを配置するにあたって

SSWの配置に際して、以下の点に留意してください。

SSWが配置される学校は、機能的な体制を構築するために、その中核となる教員としてSSW担当コーディネーターを配置し、全教職員並びに児童生徒とその保護者に周知してください。

### (1) 配置前研修について

- SSWを配置する学校に対しては、市教育委員会の指導主事並びにSSWが、「ガイドラインについて」や「ソーシャルワークについて」の研修を、教職員対象に行う。

### (2) SSW担当コーディネーターについて

- 生徒指導担当や養護教諭、主幹教諭、人権推進担当など、学級を持たず校内の情報を集約しやすい立場にあるものが担うように努める。

※コーディネーターの業務の詳細については、別紙2参照

### (3) アセスメントシートの利活用について

- アセスメントシートは、児童生徒の支援活動における必要不可欠なツールであり、支援対象の児童生徒ごとに作成する。
- アセスメントシートの記入は、原則教職員が行う。

### (4) 校内ケース会議について

- 問題や課題のある事例について、アセスメントを校内で共有し、効果的なプランニングを行うために、校内ケース会議を定期的実施する。
- 効果的な校内ケース会議を実施するために次のことを行うよう努める。
  - ・ケース会議の進め方等について、校内研修等で共通理解を図る。
  - ・ケース会議実施ごとに、その目的や進め方を明確化するとともに、会議内での役割分担や資料の作成等、事前準備を十分に行う。
  - ・時間内に会議が終了するよう、参加者全員が議事進行に協力する。

※ケース会議の進め方については、別紙3参照

### (5) 個人情報の保護等に配慮した情報の取扱いについて

- アセスメントシートやSSWの活動記録等の保管については、各校の管理職の責任のもと、施錠できるロッカー等に厳重に保管する。
- ケース会議などで使用した個人情報資料については、保存用資料を除き、会議後に回収し、秘密書類として適切に廃棄する。

### (6) その他

- 市教育委員会は、SSWの活動に関し、SSW及び各校に対し必要な指導助言を行う。
- 配置型SSWを活用する学校は、当該校が抱える問題や課題の相談等に関しては、原則自校のSSWを活用する。

---

i SSWは、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に注目し、問題の解決を図る福祉の専門家であり、SCは、心理療法や心理検査等を通して、児童生徒本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。

ii 直接支援とは、SSWが面接や家庭訪問を行ったり、自ら関係機関等とつなぐ等の児童生徒や家庭を支援したりするものである。

iii 間接支援とは、児童生徒や家庭が課題解決していけるよう、学校に対し、支援体制づくりや専門的な助言、関係機関等との連携の仲介をするものである。

※奈良市では、勤務日数等から、原則間接支援としているが、保護者や児童生徒からの求め、あるいは了承があった場合には、直接支援を行うことも可能としている。その場合は可能な限り学校の教職員が同席すること。

iv 奈良市教育委員会事務局いじめ防止生徒指導課が作成したシートで、対応する児童生徒ごとに作成することで、児童生徒の強みや抱えている課題を客観的に見立てることが可能になる。

v 「ケース会議」とは、目の前にいる支援を必要としている児童生徒の事例に対し、支援方針とチームとしての役割分担を決定するための「会議」である。担任一人ではできないことも、学校にいる教職員や関係機関がチームを組み、役割分担をすることで、支援の幅や可能性が広がる。本ガイドラインにおける「ケース会議」は、関係者全員を集めて行うものから、学年での打ち合わせの際に行うような、簡単な情報共有等も指している。なお関係者全員を集めて行う「ケース会議」の場合は、必ずアセスメントシートを活用する。

vi アセスメントで見立てられた本質的な課題に対して目標を設定し、実行可能な具体的な取組を計画することである。校内ケース会議等でプランニングを行うことにより、教員の抱え込みを防ぎ、管理職を中心に学校全体がチームとして児童生徒を支援することが可能になる。